

令和8年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業

県産材を利用した県内の非住宅の木造化、内外装木質化を支援し、県産材の利用促進を図る事業です。

1. 事業の内容

(1) 県産材を構造材に10m³以上使用する**非住宅の新築、増築、改築**する者に県産材の材料代に係る経費を補助
(**県単独事業**)

区分	民間施設		【新設】市町村施設 ^{※1}
		【新設】延床面積200m ² 以上 見学会等により木造化のPRを実施するものに限る	延床面積300m ² 未満
補助単価	4.5万円/m ³ (CLTは3万円/m ³ 加算)	(0~30m ³ まで) 4.5万円/m ³ (30m ³ 超) 3万円/m ³	4.5万円/m ³ の1/3
補助上限	135万円/件 (30m ³ まで)	450万円/件	45万円/件 (30m ³ まで)

※1：該当市町村が建築物木材利用促進協定を締結している場合又は「森の国・木の街」づくり宣言へ参画している場合に限る

(2) 県産材0.05m³以上を使用する**非住宅の内外装木質化又は什器を製作等**する者に県産材使用に係る経費を補助
(**県単独事業**)

補助率 1/3、上限事業費200万円/件 (補助上限額約66万円/件)

(木育スペース設置：補助率 1/2、什器単独はCLT又は木育スペース設置時に限定)

(1) と (2) は原則併用不可

(建築物木材利用促進協定を締結している場合又は『「森の国・木の街」づくり宣言』へ参画した場合を除く。)

2. 支援対象

建築主、設計者、施工者 (※2)

※2：設計者、施工者が補助金を受領する場合は、
建築主の承諾を得てください。(様式第7号参照)

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ
「とりネット」からダウンロード
できます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/310407.htm>

3. 採択要件

- 当該建築物の県産材活用に係る広報(写真の提供、ホームページ掲載等)、とっとりカーボンストレージの認証に係る申請、その他県産材の普及活動に協力すること。
- 建築基準法等関係法令を遵守し施工されたものであること。
- 内外装木質化等の場合は県内事業者が施工(製作)したものであること。
- 実施計画の承認を受けてから着手(木材の発注)するものであること。**
- 木造化の場合、可能な限り県産材による構造材現し又は内外装木質化等に努めること。

※他の補助金と併用の可否については、御相談ください。

4. 募集期間

令和9年2月12日(金)まで(予算の範囲内)

※募集期間は**予算の状況により前倒して終了する場合**があります。

※本事業のうち1の(1)は、全国木材組合連合会助成事業「JAS構造材実証支援事業」との併用が可能です。

① 実施計画書を提出し、補助事業者の承認を受けてから、事業を開始(木材の発注)します。

② 計画承認通知に記載された期限までに交付申請書を提出し、交付決定を受けます。

③ 事業完了後30日以内に、実績報告書を提出し、審査、額を確定し、補助金を支払います。

実施計画提出

県

計画承認通知

事業開始・木材の発注

交付申請提出

県

交付決定通知

実績報告提出

県

額の確定通知・支払

【お問い合わせ、申請窓口】鳥取県 農林水産部 県産材・林産振興課 (電話0857-26-7308)

※JAS構造材実証支援事業については、一般社団法人鳥取県木材協会(電話0858-71-0524)へお問い合わせください。